

市民活動団体のみなさんへ

市民活動推進事業費補助金説明会のご案内

■問い合わせ 総合政策課
男女参画・市民活動推進係
☎75-2116

市民が自主的に地域の公益活動を企画・実施することを促進し、市民活動の活性化を図り、市と市民との協働のまちづくりを推進するために、市がその経費の一部を補助する「平成24年度多久市市民活動推進事業費補助金」の説明会を開きます。

助成を検討・希望する団体の方は、ぜひご参加ください。

- ・日時 4月15日(日) 10時～ ・場所 多久市役所 4階 大会議室東
(当日は、平成23年度に助成を受けて活動した団体の実績報告会も予定しています)



■補助の対象

市民組織が自主的かつ自立的に行う公益活動のために必要な、物品等の購入に要する経費で、次の要件を満たす団体です。

- ①NPO法人、ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA等の市民組織（規約等の定めがあること）。
- ②構成員の半数以上が多久市民である組織。
- ③市内に活動拠点を置き、公益活動を行う組織。
- ④申請した活動の企画から実施、運営、完了（事業報告）まで確実に実施することが見込まれる団体。

■補助金の補助率

必要な物品等の購入費の10分の7以内で、70万円を限度とします。

■平成23年度に助成を受けた団体と事業

- ☆両子太鼓保存会…屋外活動時等用の中古太鼓の購入
- ☆すこやか東部っ子まつり実行委員会…行事運営のための発電機購入
- ☆多久美化クラブ…多久聖廟周辺のイルミネーションを延長する機材一式の購入
- ☆砂原区自治会…二十三夜祭で使用する法被の購入
- ☆多久東部太鼓保存会…活動に必要な太鼓一式の購入

「市民の参画や意見収集の充実」、「少子高齢化等の課題への対応」などの意見提案があり、今後のまちづくりのあり方に活かしていきたいながら、具体的な条例の素案作りに取り組んでいきます。

「市民の参画や意見収集の充実」、「少子高齢化等の課題への対応」などの意見提案があり、今後のまちづくりのあり方に活かしていきたいながら、具体的な条例の素案作りに取り組んでいきます。

昨年11月から（仮称）多久市まちづくり基本条例策定市民会議を開き、3月24日に中間報告としてのシンポジウムを開催しました。

（仮称）多久市まちづくり基本
条例策定市民会議の中間報告

▶シンポジウムの様子



借金問題・過払い金返還請求の

広告



ご相談は
無料です！

ご相談は 磨へ。

日曜相談会開催中！

登記手続
債務整理



ゼロをまわしてマロに行こう！

（まる）
司法書士法人
Maro 磨法律事務所

〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 1-23
TEL.0952-29-0415 代表司法書士 橋尾 勝彦
佐賀県司法書士会所属 認定番号第 130016 号
※司法書士法第3条第1項の範囲内に限ります

通話無料 0120-006-215